

「第8回 第二種金融商品取引業者の機能の向上・信頼性の確保に関する検討部会」

議事要旨

日 時 平成30年10月1日（月）午後1時30分～2時35分
場 所 第二種金融商品取引業協会 会議室
出席者 東崎部会長ほか各委員
テ ー マ 財務諸表の作成要領

1. 議事概要

○ 「財務諸表の作成要領」（案）について

事務局から、配付資料に基づき、「財務諸表の作成要領」（案）の作成の背景、問題の所在等、検討の概要・スケジュール及び具体的内容（適用対象事業者、会計慣行のしん酌、「中小企業の会計に関する指針」の活用、注記事項、適用時期、勘定科目の内容、会計処理上の注意事項）について説明が行われた後、各検討事項について、次のとおり意見交換が行われた。

(1) 「財務諸表の作成要領」の検討の背景・位置付け

① 法令・自主規制規則との関係

【委員】

- ・ 資料1-1の「問題の所在等」における「加入している金融商品取引業協会の定める経理規則その他の一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従い作成する」（金商業等府令第182条第2項、別紙様式第12号）について、本検討部会では「加入している金融商品取引業協会の定める経理規則」を作成することを目的としており、また、現状において、当該経理規則はないものの、会員各社は「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」に従い財務諸表を作成しているという理解でよいか。
- ・ 今回作成する作成要領は、第二種金融商品取引業協会の自主規制規則になるのか。また、仮にこれに違反した場合には、法令・自主規制規則の違反として取り扱われることになるのか。
- ・ 仮にこの作成要領を自主規制規則とする場合には「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」の範囲の特別ルールとなり、これに違反した場合は法令違反

と評価される可能性があるので、適用関係を任意とすることなどを規定しておく必要がある。

【事務局】

- ・ 1点目については、ご理解のとおり。
- ・ 2点目については、本作成要領の制定については、一義的にはルール違反の摘発ではなく、まずは会員各社の財務情報の開示の充実と比較可能性の確保を目的とするものであることから、直ちに自主規制規則として、これに違反した場合は協会規則違反、法令違反として取り扱うことまでは考えていない。まずは会員各社の対応状況を確認していきたいと考えている。
- ・ 3点目については、今後検討させていただく。

② 検討対象・適用対象

【委員】

- ・ 資料1-1の「検討の概要」における検討対象ファンドについて、貸付型ファンドと競走馬ファンドの2つをあげているが、例えば、不動産ファンドなど、これら以外のものは検討しないのか。
- ・ 適用対象について、親会社と同様の財務諸表を作成する必要がある上場会社等の子会社も対象とするのか。

【事務局】

- ・ 会員自体の財務諸表にファンドの資産・負債が計上されるのは、匿名組合契約の出資持分（以下「匿名組合型ファンド」という。）の自己募集・私募を行う場合に限定されるところ、本協会の会員において、当該自己募集・私募が行われているファンドは、主に貸付型ファンドと競走馬ファンドであるため、今回はこれらを検討対象としている。
- ・ 不動産ファンドについては、現状、匿名組合形式の自己募集・私募の形態で取り扱われているケースが殆どないため、今回は含めていない。なお、不動産信託受益権の自己売買については、会員の財務諸表に影響があるが、一部、科目名の問題以外、不動産信託受益権特有の論点は生じていないと考えている。
- ・ 今回の検討では、所轄官庁に提出する事業報告書に添付する財務諸表の作成要領を作成するものであるため、上場会社等の子会社を除外することは特に考えて

いない。

【委員】

- ・ 匿名組合の財務諸表については投資家に開示されるため、会員の財務の健全性という観点では、重要性は低いとも考えられるがどうか。

【事務局】

- ・ 匿名組合型ファンドの自己募集・私募では、それを取り扱う会員とファンドとは、倒産隔離がなされておらず、ファンド財産が別途保全されている訳ではないので、仮に当該会員が倒産等をした場合は、ファンド財産にも被害が及ぶ可能性がある。このため、匿名組合型ファンドの自己募集・私募の場合には、ファンドの投資家にとっては、ファンドの財務情報だけではなく、取り扱う会員自体の規模や財務情報も投資判断材料の一つになると考えている。

(2) 第二種金融商品取引業に係る収益の表示

【委員】

- ・ 営業収益について、第二種金融商品取引業に係る収益などの内訳を表示することは、どのような趣旨によるものか。内訳を表示することに抵抗を示す者もいるのではないか。

【事務局】

- ・ 第二種金融商品取引業に係る収益の表示を求めるのは、情報開示の充実と、本協会のモニタリングの一環としてボリューム感を把握したいという意向がある。

【委員】

- ・ 情報開示の厳密化や分かりやすさという観点で、事業別・セグメント別の収益・費用を表示するという全体的な企業会計の流れがある中で、第二種金融商品取引業に係る収益の表示を求めるものとする。

(3) 貸付型ファンド

【委員】

- ・ 貸倒引当金について、公正妥当な会計基準に照らして常に正しい会計処理を行ってれば、特に問題は生じないと考えられるが、会計慣行として、適切な会計処理がなされていない会員のボトムアップを図るという理解でよいか。

【事務局】

- ・ ご理解のとおりである。貸倒引当金の処理については、ベストプラクティスな方法を記載した指針など、具体的な処理方法等について、明記されたものがないので、計上時期、計上額等処理がバラバラになっている可能性もある。

【委員】

- ・ 貸付型ファンドの募集・私募の取扱いにおいて、営業者が会員の子会社であるあるケースは比較的多いと考えられるが、当該子会社の財務諸表は今回の対象にはならないという理解でよいか。

【事務局】

- ・ 今回の対象は、事業報告書に記載される会員の単体の財務諸表であり、子会社は対象としていない。子会社としてSPCを設立し、SPCを営業者とするファンドの募集・私募の取扱いを会員が行う場合の当該子会社も直接の対象としていない。

2. 今後のスケジュール

- (1) 本日の意見等を事務局において整理したうえで、次回以降の検討対象とさせていただきます。作成要領案の修正を行い、確認いただく。
- (2) 今回の検討テーマ「財務諸表の作成要領」は、4回程度での検討を予定し、月1回の開催を予定している。

(配付資料)

資料1-1 「財務諸表の作成要領」の作成について

資料1-2 第二種金融商品取引業 財務諸表の作成要領（案）

参 考 正会員の概況

以 上